

第1回長浜市いじめ問題対策連絡協議会 議事録概要

日 時	平成 27 年 8 月 24 日 月曜日 13 時から 14 時 45 分
場 所	長浜市役所 5 階 教育委員会室
出席者	(委員) 藤井市長(会長)、北川教育長(副会長)、脇阪委員、藤岡委員、水谷委員、岩崎委員、川端委員、田原委員代理、若林委員、藤辺委員、古川委員、河村委員、北居委員 計 13 名
事務局	嶋田教育部長、板山理事、飯田課長、成田指導主事、北川指導主事 計 5 名
議題	議事 1 長浜市いじめ問題対策連絡協議会の運営について 議事 2 長浜市におけるいじめ防止等のための対策について
議決した事項	・長浜市いじめ問題対策連絡協議会運営要領 ・長浜市いじめ防止等の基本方針に基づく実施施策

会議概要

議事 1 長浜市いじめ問題対策連絡協議会の運営について

- ・事務局より、長浜市いじめ問題対策連絡協議会運営要領(案)の説明
- ・文言訂正
- ・「長浜市いじめ問題対策連絡協議会運営要領」について 一同了承

議事 2 長浜市におけるいじめ防止等のための対策について

- ・市内のいじめ認知状況、市のいじめ対策の実施施策を事務局より説明。

意見交換・来年度から定例会として、6月（本年度の施策について）と年度末（ふりかえりと次年度に向けて）に協議会を開催する予定である。

- ・平成 26 年度、いじめが発覚したパターンは、児童生徒が保護者に訴えて、保護者が学校へ相談することで発覚したパターンが一番多かった。次に、児童生徒が教師に訴えて発覚したパターンと、教師が児童生徒の変化に気づき発覚したパターンで同じぐらいだった。
- ・平成 26 年度、SNS を介するいじめは 6 件。LINE の中に誹謗中傷を書き込んだものがほとんどである。
- ・平成 26 年度、重大事態と認定した事案はない。
- ・全国学力学習状況調査の結果から、長浜市の中学生（3 年生）の 7 割程度が携帯電話やスマートフォンを持っていると答えている。また、小学生（6 年生）の 4 割程度が携帯電話やスマートフォンを持っていると答えている。
- ・携帯電話やスマートフォンを持っている持っていないに関わらず、子どもたちはゲーム機等でインターネットにつないでいるということを、大人は知っておくべきである。子どもたちの方が進んでよく知っている。
- ・携帯電話やスマートフォンを学校へは持ってこないことになっている。
- ・いじめの未然防止に関して、SSW（スクールソーシャルワーカー）として、アセスメントの手伝いと支援の仕方の相談をしている。
- ・いじめの早期発見に関して、SSW として、教室の後ろから子どもたちを観察し、担任からは見えにくい子どもの様子を見つけて担任と共有できるようにしている。
- ・SSW として、クラスの状態を人間関係マップで表して、どこからどんなふうに関わっていけばいいか相談するようにしている。
- ・SSW として、ケース会議や校内研修により、アセスメントや保護者懇談の仕方について紹介している。

- ・インターネット等において人権上問題と思われる書き込みについては、法務局からプロバイダーへ削除要請を行うことができる場合もあるので、法務局へ相談されたい。
- ・法務局では、SOS ミニレター、子どもの人権 110 番等による相談を行っており、いじめ等深刻な内容については、関係機関と連携を図っている。
- ・学校でいじめの相談を受けた場合、中学校では、いじめ防止対策委員会を開き、チームで対応をしている。
 - ①担任等が一人で抱え込まないようにすぐに学年の部会を開き、学年主任は校長・教頭に報告をする。
 - ②被害者・加害者・傍観者の三者に対して誰がどう関わっていくか役割分担を決める。
 - ③本人だけでなく、保護者へも関わっていく。
- ・小学校では、保護者が連絡帳等で学校へ相談してくることが多い。
 - ①担任から学年主任や生徒指導主任へ報告し、校長・教頭に情報が上がってくる。
 - ②誰がどう関わっていくか役割分担を決めて、子どもたちに話を聞く。
 - ③本人だけでなく、直接保護者に話を聞く場合もある。
 - ④解決した後も、注意して観察等をしている。
- ・年間 3 回アンケートや教育相談を行い、子どもを語る会で情報の共有化を図っている。
- ・SNS 上での子どもたちの人間関係がどうなっているのか心配である。
- ・一般的な案件については、PTA 三役と普段から連携できているが、特に、いじめに関して学校と PTA との連携がないことは課題と感じる。
- ・みんなが感性を磨いて、危機意識を持って対応しなければならない。
- ・保護者から警察へいじめに関する相談があると、まずは学校と連携をしている。
- ・学校と警察は連携できていて、情報の交換もできている。
- ・学校と警察が連携することで、いじめの未然防止や解決に成果があるなしに関わらず、連携することは大切である。
- ・被害者が、その後、加害者側になってしまうということもあることを危惧しておく必要がある。
- ・いじめに対して、どういうアプローチをして解決したか把握しておく必要がある。
- ・小学校のいじめの様態の「その他」では、タッチ（菌）遊びが多い。中学校のいじめの様態の「その他」では、SNS での誹謗中傷が多い。
- ・休み時間にいじめの事案があるのではないかと。休み時間に先生が居るといい。
- ・全国の事案をもとに、長浜ではどうか、常に日頃から危機意識を持つべきである。
- ・9 月 1 日は全国で自殺が一番多い日だと新聞にあった。「命より大切な学校などどこにもないのだけれど」と新聞のコラムにあった。
- ・学校、教育委員会、家児相、子育て支援課の 4 つが窓口になって、しっかり連携をしなければならない。
- ・虐待を受けている子どもが、いじめる側やいじめを受ける側になることもある。
- ・中学校では教科担任制なのだが、長浜市においては、ふれあいと観察という目的で、休み時間も、授業を終えた教師や次の授業担当の教師が、教室や廊下に居るようにしている。子どもたちが一番安心している。
- ・大人として、次の時代を担う子どもたちをしっかりと育てていかなければならない。
- ・いじめは社会現象である。社会認識を明確にすれば、その方策は必ず出てくる。従って、それぞれの立場が、それぞれの持ち場で、今、いじめを生み出している要因は何かということをしっかり認識すれば対応できるのではないかと。
- ・いじめは大変深刻であるという認識をしなければならない。
- ・各関係者、識者が市長のもとで一堂に会して「いじめ」という大きな事案について話し合いをし、共通認識することが大変大事なことである。